

建物を取り壊したときや新築・増築されたとき、未登記の建物を名義変更したときには届け出が必要になります！

建物を取り壊したとき

建物を取り壊したときは、翌年度からの税額に影響しますので、「固定資産（家屋）解体届」に必要事項を記載し、届出者の押印をしたうえ税務課へ提出してください。登記している建物については、法務局で滅失登記の手続きが必要となります。なお、滅失登記の手続きをされた場合は、「固定資産（家屋）解体届」の提出は必要ありません。

建物を新築・増築したとき

新築・増築された建物については、翌年度から課税の対象となります。税務課の職員が、家屋の評価に伺いますので、新築・増築された方は税務課へご連絡ください。

未登記の建物を名義変更したとき

未登記の建物を売買・相続・贈与などにより所有者が変更になったときは、「固定資産異動届」を税務課へ提出してください。届け出には、新旧所有者の押印が必要となります。（相続の場合は、新所有者の押印のみ）
「固定資産異動届」の届け出がない場合、次年度も引き続き同じ所有者に課税されますので、お手数でも提出をお願いします。

「固定資産（家屋）解体届」及び「固定資産異動届」の用紙は、役場税務課窓口を設置しているほか町公式ホームページに掲載しています。
ご不明な点がございましたら、役場税務課までお問い合わせください。

※お問い合わせ先 役場税務課（TEL：7-5292）

令和3年1月31日(日)までに使ってね！



※お問い合わせ先
役場水産経済課 TEL：7-5298

鹿部町地域経済活性化事業は、新型コロナウイルス感染症により冷え込んだ地域経済の活性化を図ることを目的に「しかべ応援券」の配付と「プレミアム付商品券」の販売を実施しました。この応援券と商品券それぞれの利用期限は、令和3年1月31日(日)までですので、使い忘れの無いよう、ご注意ください。
応援券と商品券の詳細については、町公式ホームページをご覧ください。だくか、役場水産経済課にお問い合わせください。

しかべ応援券・プレミアム付商品券の利用期限は令和3年1月31日(日)まで

※お問い合わせ先
役場企画振興課 TEL：7-5297

11月の平均乗車人数	
1便（9時美駒平発）	約2人
2便（10時20分美駒平発）	約9人
3便（12時30分大岩方面発）	約9人
4便（13時40分美駒平発）	約7人
5便（15時05分大岩方面発）	約8人
6便（16時30分いこいの湯発）	約5人



運行ルート及び時刻が一部変更になっています。詳細は、今月号の折込チラシ及び町ホームページでご確認ください。
11月の平均乗車人数は左表のとおりです。今までご利用したことがない方も是非、ご利用ください。

※2月の運行日▼
3日(水)
10日(水)
17日(水)
25日(木)

令和3年2月のコミュニティバスは、次のとおり運行します。

コミュニティバスの運行について